

憲法から明日の日本を考える

憲法は国民を守り、権力者の暴走を制限するもの

五月二日、富山市サンフォルテにおいて日本国憲法施行65周年記念講演会が開催されました。講師は弁護士で法学館憲法研究所長の伊藤真氏。今は一人ひとりが大切にされていない時代であるとし、特に大震災に関連して国家緊急権や国民の生存権について熱く語りました。

今はどういう時代なのか

今はどういう時代でしょうか。一人ひとりが大切にされていない社会と言えるのではないのでしょうか。象徴的なことですが、子どもの貧困率が十五・七％、七人に一人が小学校の給食費を払っていません。毎年七十人から八十人の人が餓死しています。九〇年代後半から新自由主義が広がり、非正規の就労者や生活保護を受けざるを得ない人が増えました。わが国はこのままでいいのか、もう一度考えなければいけない時代だと思います。

大震災・国家緊急権について

東日本大震災への対応では、憲法の考え方が必要です。政府やマスコミは大災害に乗じて、復興政策を日本経済の景気高揚につなげようという意図が強く、被災者の生存権、働く権利、教育を受ける権利など、憲法を活用できていないことが残念です。

一方、私たちが時代を感じる印象はマスコミの影響を強く受けます。たとえば、



1958年生まれ。1981年司法試験合格。真の法律家の育成を目指し、伊藤塾(法律資格の受験指導校)を主宰。「憲法を知ってしまった者の責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。

いま国家緊急権が必要だという政治家がいます。震災や原発事故が起きたとき、九五〇年、三、〇五六人(一九七五年)、九九六人(二〇一〇年)と減少し、刑法犯も九年連続で減少しています。国民にとって客観的な「安全」は向上しているけれども、マスコミの報道が主観的で国民の「不安」を煽る役割を果たしていることが原因です。こういうことは、国家財政や社会保障、安全保障などにも言えることです。

国は右往左往してしまっただけで、緊急事態に備えられた憲法改正が必要だと言う。これは一見国民受けする話ですが、憲法を一時停止して国家緊急権を使うことは、権力の集中と人権

大震災・国民の生存権について

憲法二十五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。これは一九四六年のマッカーサー草案にはありませんでした。まだ焼け野原だった日本が、日本人の意志として取り入れたもので、この時代にこの条文を入れたことは、とてもすばらしいことです。さらに

の停止を意味するのです。権力分立と人権保障が憲法の二本柱ですから、歯止めが効かなくなった国家は大変恐ろしいことになりま

す。

政府が迅速な対応をとれなかったのは、法律を適切に運用できなかったからです。またリーダーの資質やそれまでの危機管理体制に問題がありました。けつして今の憲法のせいではありません。過去を振り返ると国家の緊急権は為政者たちの地位を挽回するために乱用された歴史ばかりです。ドイツのヒトラーが典型例です。日本は戦争に突き進んだ過去の歴史から、あえて国家緊急権をいれなかったために、定めておきましようというのには耳障りがいいのですが、いったん作ってしまうと権力が乱用する

平和的生存権に基づいて脱原発を

恐怖と欠乏から免れる対象として、放射能、原発も含まれるでしょう。したがって平和的生存権に基づいて日本は脱原発をしていくべきだと私は考えています。野田総理は国連で「大震災を経験し、人間の安全保障を確保することの重要性を

多数の意見が常に正しいというわけではない

日本でも世界でも、多数意見が常に正しいのかどうかを考えなくてはならない事態が進行しています。プッシュ前米大統領は九・一一

を確保することの重要性を

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」があります。これは平和的生存権と言われています。この中で「全世界の国民が」というのが私の一番好きなフレーズです。自分の国だけでなく「全世界の国民」の平和を願い、貧困、飢餓のない社会が初めて平和といえるという、世界的にみても極めて重要な憲法だと思えます。平和的生存権は人間の安全保障という考えの先取りです。安全保障といえば、国家の安全保障をイメージされるかもしれませんが、国民の一人ひとりの安全保障が必要であると、国連でも議論がすすんでいます。

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

今年3月に夫が亡くなりました。自宅の土地、建物の他に夫名義の銀行預金があります。相続税はかかるのでしょうか

経営税務 電話相談①

【橋本】相続人はどなたですか。実際に相続する人の他、法定相続人が何人かによって違ってきます。

長男は5年前に亡くなっていますので、私と長男の子である孫「7才」と次男の3人です

【橋本】3人ですね。相続税の基礎控除は5千万円+1千万円×法定相続人の数ですから8千万円となります。この金額を超えると相続税の申告、納税が必要です。

尚、相続税は自主申告納税制度です。10カ月以内に申告することとなっていますので、来年の1月が申告期限です。

相続税が増税の方向と聞いていますが…

【橋本】基礎控除を4割引き下げるといふ法案ですので、あなたの場合4千8百万円になりますが、6月現在法案は成立していませんから従来通り8千万円となります。ところで、相続額はどれくらいになりますか。

土地、建物及び預金の全部で1億5千万円ほどです

【橋本】土地建物については相続税評価額で計算しますから時価より低くな

ります。預金はそのまま経過利息を加算して計算します。

妻が全部の遺産を相続すると税金がかからないそうですが、本当ですか

【橋本】それは配偶者に対する相続税の軽減制度ですね。

(1) 配偶者の取得財産が1億6千万円以下であるか

(2) 1億6千万円を越えても配偶者の取得財産が2分の1(法定相続分)であれば、その分については相続税はかかりません。

但し、この軽減制度は申告期限までに遺産分割により配偶者が取得する部分のみが対象です。

遺産分割はどのように進めればよいでしょうか

【橋本】遺産の分け方は相続人間で自由に決められます。遺産分割協議書を作成して署名押印します。お孫さんは実印を押せませんから裁判所で特別代理人を決める必要があります。

回答者

協会顧問税理士

橋本 邁 氏

のあとイラクが大量破壊兵器を隠していると宣伝し、アメリカ国民は戦争することに賛成し、イラクのたくさんの人を殺してしまいま

私たちが国民が声を出して憲法を活用しよう

憲法と法律は違うという